

ねりま後見人ネットだより

第19号

発行/令和3年3月

発行/練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

TEL : 03-5912-4022 FAX : 03-3994-1224

E-mail : kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

その一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立てていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

▶ “ねりま後見人ネット” に登録しませんか？

◇ “ねりま後見人ネット” に登録するには

練馬区内で、親族後見人等で活動している方やこれから親族の成年後見人等になる予定の方に“ねりま後見人ネット”へ登録をしていただいております。

登録するには、ほっとサポートねりまにお電話いただくか、社会福祉協議会事務所窓口、参加していただいた相談会や講演会でも可能です。お気軽にお声がけください！

◇登録すると・・・

“ねりま後見人ネット”に登録をいただいている方に対して、現在年2回発行している情報誌“ねりま後見人ネットだより”を送付しております。情報誌には、最新の情報や区内で成年後見人等をしている方からの質問・お悩みの紹介と解決策、ほっとサポートねりまが行っている相談会、講演会のお知らせなどを掲載しています。

その他に、継続的な成年後見制度利用に関するご相談、申立て書類の確認、初回報告書や定期報告書の確認、後見業務に関するご相談を行っています。

❁実際に定期報告書の確認を行った方からこのようなお声をいただいております！

《ここ数年ほっとサポートねりまで、定期報告書の確認をしている方より》

⇒おかげでだいぶ1人で書けるようになりました。それでも少し不安なので、一緒に見てくれるのはすごく助かります。

▶ 申立書・定期報告書のフォーマットが4月より変更になります。

令和3年4月より、申立書が変更となります。

今まで“身上監護”と表記されていたところが“身上保護”に変わります。



1. 身上監護と身上保護の違い

今までは“身上監護”と表記されてきました。「監護」とは、「監督保護」を意味しています。現在、成年後見人は成年被後見人の意思決定を支援し、意向を十分に重視したうえで実現していくことが求められています。そこから「監督」の立場よりも、本人を尊重する姿勢が求められているため、成年後見人の職務として“身上監護”よりも“身上保護”という言葉で表すことが多くなっています。

・身上保護とは？

身上保護の内容としては、福祉サービスの契約や施設入退所の契約手続きなど、被後見人等が安心して生活ができるように環境を整えることになります。

本人と相談を重ね意見交換をすることも、後見業務の一部となります。本人の意思や意向、希望を尊重しながら本人の生活環境を考えていくことが大切です。

～参考書籍：著 土肥 尚子（弁護士）（2020）『実務家が陥りやすい 成年後見の落とし穴』

第1章法定後見 第4 身上保護義務 P109、110～

2. その他変更点

その他に、申立ての動機の記載を区別して記載することができるよう新たな欄が加わりました。後見人等候補者事情説明書に関しては、経済状況を把握する観点から負債だけでなく資産状況についても求められるようになります。

また、定期報告書のフォーマット（書式）も変更になるとのことです。こちらに関しては、現時点でどのように変更となるのか詳細が分かっておりません。4月頃に家庭裁判所の後見ポータルサイトをご確認ください。ネットだよりでも記事として取り上げ、皆さんにお伝えしたいと思います。



後見業務 Q&A

ほっとサポートねりまに寄せられた、親族後見人の方からの個別相談をもとに作成しました。



《親の後見人をしている方からの相談》

Q1：親の体調が悪く、いつ亡くなるか分からない状況。お金を葬儀代等で300万円程下ろしておこうと思っているのですが、いいのでしょうか？

《ほっとサポートねりまより》

A1：平成28の民法改正により、亡くなった後でも家庭裁判所の許可（葬祭費の見積書必須）があれば被後見人の口座より払い戻し手続きが可能となりました。

葬儀などの費用で事前に準備をしておくのであれば、連絡票を用いて家庭裁判所に確認しておくといいでしょう。しかし、現金での管理はなるべく避けたほうが良いとされています。現金管理の金額の目安は50万円となっています。

《兄弟の後見人に選任されたばかりの方からの相談》

Q2：知的障害を持つ兄弟の後見人になりました。親の遺産相続が発生し、親名義の家も本人の財産の一部になる予定です。

初回報告書を提出しなければならないのですが、現時点での財産状況を報告し、相続が済んだら追って報告を出すのか、それとも次回の報告に載せるべきでしょうか。どうしたらいいでしょうか。

《ほっとサポートねりまより》

A2：家についての資産報告は、相続が済みご本人の名義になってからの報告となります。基本的に成年後見人等には、家庭裁判所を含め後見監督人がつきます。まずは担当の後見監督人に相談をしてみましょう。

なお、今回相談をいただいた方は後見監督人に専門職の個人名はないとのことでした。その場合は家庭裁判所が後見監督人となっている可能性があります。ご自身の監督人が誰なのかわからない場合は、審判書を改めてご確認ください。

《父親の後見人をしている方からの相談》

Q3：父親の成年後見人になっています。父親が危篤状態でいつ死去してもおかしくない状況です。死後事務については、どう対応すればいいのでしょうか。

《ほっとサポートねりまより》

A3：成年後見人の権限は本人が亡くなるまで有効です。本人死去後の死後事務については、親族としての立場から対応することになります。

後見受任後の実際の業務について

毎年練馬区社会福祉協議会では、市民後見人の養成研修を行っています。市民後見人養成研修の中で、司法書士の上山先生（リーガルサポート所属）を講師としてお招きし、後見受任後の実際の業務について実際の事例を踏まえ講義をしていただきました。その講義に参加し改めて学んだことや感じたことについてお伝えします。



選任後の流れ

- 後見等登記事項証明の取得
→ 審判書到着から 2 週間が経過した後見等審判が確定してから行います。
- 後見人就任届の提出
→ 金融機関や行政など、被後見人等の重要な書類が後見人等の元に届くように送付先変更も併せて行うようにしましょう。
- 財産調査、郵便物の調査
→ 郵便物から所持している資産が分かることもあります。

☆初回報告

通常、審判確定から約 1 か月半後が初回報告の期限日となっています。報告が遅れそうな場合は、必ず家庭裁判所に申し出てください。

通常の実務

- 財産管理、身上保護
- 定期報告
→ 家庭裁判所/後見監督人(いる場合)へ最低 1 年に 1 回。

被後見人が亡くなった場合

家庭裁判所/後見監督人(いる場合)へ死亡を報告。死亡診断書(写し)や死亡が記載された戸籍謄本を連絡票に添付するのが通常の流れです。

- 終了報告
相続人等がいる場合には引継ぎを行います。

～後見業務を行う上で大切だと感じたこと～

今回の研修の中で“後見人等になると他人の口座を自由に操作できてしまう＝怖いこと”という話がありました。業務の一環で自由に他人の財産を動かすことができますが、親族であっても“他人の財産を管理している”という意識を忘れないようにすることが大切だと思いました。本人の代わりに様々な判断をしていることを常に意識し、責任と緊張感を持つことが大切です。併せて“本人だったらどうしたいか”と、本人の立場に立って考えることも大切だと感じました。

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

住所：〒176-0012 練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5 階
TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224
E-mail：kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00【祝日、年末年始を除く】